

第6回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第6回定例会

令和5年9月28日

開会 13時30分 閉会 15時15分

出席委員
(23名)

| | |
|-----------|------------|
| 会長 依田 繁二 | 会長代理 船田 寿夫 |
| 1 小野澤 文利 | 14 柳澤 大作 |
| 2 笹平 民男 | 15 上原 真由美 |
| 3 檜原 龍太郎 | 16 北沢 秀則 |
| 5 小野 高男 | 17 武舎 和久 |
| 6 杉田 修司 | 18 山田 貴司 |
| 7 小宮山 信幸 | 推進 上原 敦夫 |
| 8 保科 正行 | 推進 五十嵐 秀人 |
| 10 井出 藤男 | 推進 伊藤 茂 |
| 11 田口 千秋 | 推進 白石 文生 |
| 12 比田井 尚良 | 推進 大塚 和信 |
| 13 田中 章 | |

議事録署名委員

13 田中 章 14 柳澤 大作

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

皆さんお疲れ様です。先週末の巨峰の王国まつりの2日間、もろこしの販売にご出席いただきまして大変ありがとうございました。おかげさまをもちまして巨峰の王国まつり全体としても大盛況と、また、農業委員会の焼きとうもろこしについてもすべて完売で無事に終了することができました。大変ありがとうございました。

開会前に一つご報告ですが、1番の小野澤委員が少し遅れるというご連絡をいただいていますので、これから始めさせていただければと思います。それでは始めに、開会を船田代理の方からお願いをいたします。

会長代理

ただいま事務局からありましたとおり、先日の巨峰の王国まつりの出席、大変ご苦労さまでした。今年は記録づくめの暑い夏でしたが、ようやく朝夕については、大分涼しくなり過ごしやすくなってきたのではないかと思います。秋の収穫の時期を迎え、大変お忙しい中お集まりをいただきましてご苦労様です。

ただいまより、農業委員会第6回定期総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは次に、会長の方からご挨拶をいただきましてその後の議事進行につきましても、あわせてお願いをいたします。

会長

皆さん、改めましてこんにちは。ただいま代理と事務局からもお話がありましたが、巨峰の王国まつりにつきましては大変ご協力をいただきありがとうございました。

秋の彼岸も終わりました。8月、9月にお願ひしました農地パトロールですが、現地確認をして個人的には、遊休農地が荒廃地に変わっている部分がかかなり多くなってきていることが心配されます。今後ますますこのような環境が出てくるのではないかと思いますので、我々のやるべきこと、どのような対応がいいのか事務局か私に報告をしていただいて、進められることは進めていったらいいのではないかと考えています。それぞれ皆さん自身が委員という立場をわきまえていただき、できる限り荒廃しない、農地にしていくということが一番の我々の目的だと思っています。いろいろとまたご指導ご協力をいただきたいと思っています。

今月の農業委員会に係る会議は、9月5日に下八地区地域計画検討会が行われました。23日、24日の巨峰の王国まつりに農業委員会が出店した焼きとうもろこしが、皆さんのおかげですべて完売しました。これからあります火のアートフェスティバルにつきましては、それぞれの作付け者の方が、10月にはもろこしが無いということですので出店しない報告をしています。

8月、9月の暑い中の農地パトロール、巨峰の王国まつりに参加していただきましてことをお礼申し上げまして、本日も議事に入りたくと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（会長）

本日の議事録署名には、13番の田中章委員と、14番の柳澤大作委員にお

願いいたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。本日は7件の申請がありますのでよろしく申し上げます。

事務局

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番○○、図面は1ページをご覧ください。○○の○○メートルほど北東にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、○○在住で農地の維持管理ができないことから譲受人に譲り渡すものです。譲受人はこれまでも申請農地で耕作をしていて引き続き、インゲン、サツマイモなどを栽培する予定です。譲受人自宅から車で○○分ということで問題ないと判断しました。

3-2 ○○番○○、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど北にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、当該農地を相続しましたが農地の維持管理が困難なため譲り渡すものです。申請農地では、ジャガイモ、トウモロコシを栽培する予定です。現状、耕作放棄地となっていますが、測量を含めた農地復旧を行い耕作していくとのことです。譲受人農地から隣接しており、問題ないと判断しました。

3-3 ○○番○○、図面は3ページをご覧ください。○○から○○メートルほど南西にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、○○在住で農地の維持管理が困難なため、譲渡人の○○である譲受人に譲り渡すものです。申請地では、ブドウを栽培する予定です。現在、農地にブドウ棚は設置されていませんが許可後、棚をつくりブドウを植えていく予定です。譲受人自宅から車で○○分と近いと問題ないと判断しました。

3-4 ○○番○○、図面は4ページをご覧ください。○○から○○メートルほど西にある農地です。譲受人、譲渡人ともに○○の方です。譲渡人は、○○により農地の維持管理が困難なため譲り渡すものです。申請農地では、キュウリ、ジャガイモ、トウモロコシなどを栽培する予定です。○○の農地取得に関する取扱いですが、農地等の権利を取得する場合、○○を有することは要件となっていないため○○であっても3条の許可要件を満たすことができれば取得可能です。ただ、○○に居住する○○の場合、○○の種類に応じて行うことのできる行為が制限されており、入管法に基づく「経営・管理」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の○○を持つものが農地の権利取得ができることとなっています。今回の申請者は、○○「定住者」となっていることと今年中に○○を取得する予定となっているため問題ありません。申請農地は、自宅から徒歩○○分と近いと問題ないと判断しました。

3-5 ○○番○○他○○筆、図面は5ページをご覧ください。○○から○○メートルほど南にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人はこれまでも申請地で耕作を行って、今後も農地の管理や耕作を継続していくため正式に農地を所有権移転するものです。申請地では、ブロッコリー、大豆等を栽培する予定です。申請者の他の家族で農業をしており後継者も確保されています。申請農地は、自宅から徒歩○○分と近いいため問題ないと判断しました。

3-6 ○○番○○、図面は6ページをご覧ください。○○交差点から○○メートルほど南東にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、○○在住で農地の維持管理ができないことから譲受人に譲り渡すものです。現在、耕作放棄地となっていますが、譲受人がバックホーをレンタルし、農地復旧をする計画となっています。申請地では、トマト、キュウリ、ナスを栽培する予定です。譲受人土地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-7 ○○番○○他○○筆、図面は7ページをご覧ください。○○から○○メートルほど南東にある農地が○○筆、○○メートルほど南東にある農地が○○筆です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、○○在住のため農地の維持管理ができないことから譲受人に譲り渡すものです。申請地では、クルミ、ジャガイモなどを栽培する予定です。譲受人の親戚が農業をしており、教わりながら耕作していく予定です。申請地の一部が荒廃している農地もありますが、譲受人の○○がバックホー、トラクターなどを所有しており、手伝ってもらいながら復旧をする予定です。譲受人の自宅から一番遠い農地でも徒歩○○分と近いいため問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは各担当委員から説明をいただきたいと思えます。第1号議案の案件について田中委員より説明をお願いいたします。

田中委員 場所につきましては、資料の1番の1ページです。○○から約○○メートル上がったところに、○○と○○の分かされから約○○メートル下の場所です。譲渡人は○○、○○出身の方です。現在、○○にお住まいです。○○の生家も売却して、農地も遠隔地で管理ができないことから○○に長年農地を貸していて、今回○○に譲り渡すことになったという経過です。譲受人は、○○で○○区内に居住をして、以前より、○○から農地を借りて自然農法という栽培をしています。自然農法というのは、農薬や化学肥料に頼らないで、自然の環境の中で、野菜の持つ生命力を生かして栽培をするという栽培方法です。現在もインゲンやサツマイモを花等が植え付けられて、今後も同様の栽培をしていくようです。長年耕作をしているため今回の農地の譲り渡しについては、問題ないと判断します。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号1の案件につきましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。自然農法を主体にやっていることですが、自然農法についてお聞きしたいことがありましたらいかがでしょうか。特にご意見ご質問ないようでありますので、採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。賛成と認め、決定といたします。小野澤委員も見えましたので、全員賛成ということになります。続きまして、番号2の案件について伊藤委員より説明をお願いいたします。

伊藤委員 この場所は〇〇から上がったところに〇〇がありますが、そこに隣接している農地を譲渡人の〇〇が、〇〇に購入していただきたいとお願いし、〇〇の〇〇である〇〇がそれに応じて購入しました。〇〇は農地を持ち、第3セクターでトウモロコシ、ジャガイモを作るということです。特別問題ないと思うので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。工場で農地を取得しているようですが、そこを含めて、ご質問等いただきたいと思います。特にないようでありますので採決を取りたいと思います。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、同じく伊藤委員に番号3の案件について説明をお願いいたします。

伊藤委員 場所は〇〇から南へ下ったところですが。譲受人の〇〇は〇〇の方で、農地まで〇〇分位です。譲渡人の〇〇は〇〇の方で〇〇のため農地の管理ができませんので、親戚にあたる〇〇がこの農地を購入することになりました。〇〇はこの農地でブドウを作りたいということです。〇〇の〇〇は以前、この近くでリンゴを委託されて作っていたため、場所はよく知っています。〇〇はやる気があり志を持っていますので、頑張ってもらいたいと思います。

議長（会長） 番号3の案件につきまして、ご説明をいただきましたがご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。なければ進めさせてもらいますがよろしいですか。それでは採決を取りたいと思います。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件について榎原委員より説明をお願いいたします。

檜原委員 当該の農地では、〇〇が所有していますが、実際はその農地の隣にある〇〇という方が別荘に住んでいまして、その方が借りていました。〇〇は〇〇のため〇〇へ別荘を引き払って帰るため、農地が空くということでした。〇〇の別荘の前に住んでいるのが、譲受人の〇〇という方で〇〇ですが、〇〇人家族で自家用の野菜等が必要なので農地を取得したいということで話がまとまったそうです。〇〇要件に関しては特に問題がないということで、これから家族で頑張って野菜を作っていくということですので、特に問題はないと思います。

議長（会長） ありがとうございます。ご説明がありましたが、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

小野委員 〇〇はどちらですか。

事務局 〇〇は〇〇です。

議長（会長） 他にご質問ご意見ある方はどうぞ。特にないようですので、採決を取りたいと思います。番号4の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、同じく檜原委員より説明をお願いいたします。

檜原委員 譲渡人の〇〇の〇〇が〇〇にありましたが、〇〇は結婚されて、そのあとご両親も他界されて、〇〇にあった〇〇は片付けられている状態です。以前から譲受人の〇〇と〇〇の〇〇は非常に仲が良く、〇〇がずっとこの当該農地を耕作してきました。〇〇から、〇〇に買い取ってもらいたいという話があったため、今回、話がまとまり正式に〇〇がその農地を購入するということです。それで〇〇はご家族と一緒にブロッコリー等を作って出荷もして、非常によくやっています。問題はないかと思えます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号5の案件につきまして質問を受けたいと思います。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。〇〇歳でご家族でやられているということですが、後継者がいるということですね。

檜原委員 後継者の息子さんと娘さんはお勤めをしていますが、日頃からよくお手伝いをされていますし、多分息子さんは会社を定年になったら、それを引き継いでやっていくと思っています。他にも農地があり、借りているところがあるのかと思えますが、ブロッコリーを中心に作られてご家族でやっています。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ご意見ほかにありますか。ないようですので進めさせていただきます。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして、田口委員より説明をお願いいたします。

田口委員 資料6ページをご覧ください。当該地は〇〇区内ですが、こちらから〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇の信号を右折しますと〇〇線に並行して走る〇〇の〇〇に入ります。この〇〇沿いに位置しています。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇です。以前より、2人は友人として〇〇年来の親交がありました。譲渡人が〇〇在住で遠距離で年齢的にも耕作が困難となり、規模を縮小したいということで、地続きでもあり信頼のおける〇〇に譲り渡したいとの希望です。また後継者がしっかりしていますので、将来的にも今回の許可申請によりこの土地が蘇ることを確信しています。問題ないと思いますのでご審議のほどをお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、ご質問を受けたいと思います。ないようですので採決を取りたいと思います。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号7の案件につきまして柳澤委員より説明をお願いいたします。

柳澤委員 譲渡人の〇〇は〇〇在住で維持できないため、譲受人の〇〇に譲り渡すということです。〇〇は、これから親族と農協の指導を仰ぎながら農業をやっていきたいということです。結構な面積があり、自宅に隣接している農地で現地確認したときには、すでに荒廃地となっていて市に復旧計画を提出しています。事務局でも今後の状況などを確認しながら、農地に戻していくようになるかと思います。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質問を受けたいと思います。番号7の案件につきまして、それぞれご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

笹平委員 〇〇と書いてありますが、どちらの辺りですか。

柳澤委員 〇〇の東側、〇〇の手前です。

事務局 ○○の件で説明いたします。○○は、○○から○○に○○年○○月に移住をしてきました。移住した先で購入した土地に農地も付いていたため、今回取得したいということで申請書が提出されました。

笹平委員 わかりました。

小宮山委員 2つほどお聞きしたいことありますが、1つは作物はどのようなものを作られる予定かお聞きしたいと思います。それともう1つは支障がなければ、参考取引金額ないし単価をお聞きできたら嬉しいと思います。

議長（会長） 作付けの作物と取引した時の価格を問題なければお聞きしたいということです。

事務局 事務局から説明いたします。栽培の作物に関しては、主にクルミとジャガイモを栽培する予定です。また、トマト、キュウリ、ナスについては少量ですが、栽培していきたいという計画となっています。この土地は平均して○○アール当たり○○円前後で取引されています。

上原敦夫委員 番号1番、4番、6番、7番の案件で、譲受人の経営面積が0になっていますが、農機具はお持ちですか。

議長（会長） 今度、法律が若干変わりました。買う側が農地面積が3反歩なくて、0でもいいので借りることができます。その一環があると思います。事務局で説明を掘り下げていただければと思います。

事務局 1番、4番、6番、7番の経営面積が0ですが、農地を取得される方で、1番案件のようにもともと借り受けて耕作等をされていらっしゃる方もいます。一概に全く初めてという方でない方もいらっしゃいます。それぞれ農機具をお持ちかどうかというのは、申請の段階で確認をさせていただきます。下限面積の3反歩要件というものがなくなったので、全く農地を持ってない方が500平方メートルぐらいの農地を取得することも、1反歩の農地を取得することも、法律上は可能になっています。その中で、営農の確実性というところの確認をさせていただきます。例えば1,000平方メートルの農地を購入した方が、農機具も鍬も何も持っていない方が、一体、営農ができるのかどうかということ是非常に疑問になってきます。鍬1本で1反歩耕作するのかという話がありますので、そういった場合は、農機具や管理機はどのようなものをお持ちですか、トラクターをお持ちですかということは確認をさせていただきます。持っているとおっしゃる方もいらっしゃいますし、この取得を機に管理機を購入する予定だということで、計画を出される方もいらっしゃいます。それらを確認させていただいた上で、受け付けをしています。農機具等に

についてはある程度確保できる見込み、もしくは、してあるということで申請をしているという状況になります。

議長（会長） ありがとうございました。

事務局 ただいまの上原委員のご質問に対して補足をさせていただければと思います。1番の案件につきましては、引き続き耕作をするため農機具等はすでにあるということで確認しています。4番の案件につきましては、隣接農地、隣接宅地の所有者の〇〇が管理機等をお持ちになっていて、その宅地も〇〇が取引をされるため、一緒に農機具も引き継がれるということで確認しています。6番の案件につきましては、すでに家庭菜園程度の管理機等はお持ちですが、現地が荒廃しているため、〇〇ほど重機をリースして復旧した後、自身の管理機で耕作をしていくということを確認しています。7番の案件につきましては、申請人の〇〇が経営している〇〇の方で重機をお持ちなので、それらを用いて復旧をされるということ、ご友人ご親戚の方で営農されている方がいらっしゃるということで、そちらの方にお話をお伺いしたり、場合によっては農機具等をお借りしながら、復旧したところから随時耕作をしていくという確認をしています。

議長（会長） ありがとうございました。

小野澤委員 関連しますが、第3条の許可要件で下限面積については先ほどお話がありましたように、クリアできるわけです。確実性等もお話を聞くといいかと思いますが、この7番の方は、〇〇月に移住してこられたということですが、農業経験がほとんどない方で、農業実績のない方と思われるわけです。そういう方に対して、第3条の許可要件のある中、これらすべてがクリアできなければ駄目だとは思いますが、〇〇月に移住された方が、まだ経験が非常に浅い、ほとんど実績内容なかったかと思われるのですが、事務局としてはそこも含めて、許可要件をクリアできている、できたと判断されているということでしょうか。

議長（会長） 要件を全部クリアしているかということの質問です。

事務局 小野澤委員のご質問にお答えいたします。農地法第3条の許可要件に関しては、今までは4つありました。そのうちの1つ、下限面積要件が撤廃されたため、基本的には3つの要件で判断しています。判断の3つのうち、1つが常時従事ということで、常時そこで営農することが可能なのか、その常時というのは年間150日以上になっています。今回の7番案件は、自宅に隣接していますので常時従事は可能だと判断しています。それから、もう1つが全部耕作ということで、取得した農地のすべてを耕作しなければならないという要件があるわけですが、時間はかかっ

ても重機等で復旧が可能であるということを事務局で判断させていただいてますし、その件についての復旧計画書をいただいていますので、そのように判断しています。最後の3つ目の要件で地域との調和要件ですが、〇〇は〇〇ですが、地元の方、地元農業委員さんとも相談しながらやっていきたいということです。来たばかりですが東御市移住定住支援の担当と連携しながら、地元根差して活動していきたいということで、ご本人とお話できています。地域との調和要件につきましても問題ないであろうということを判断させていただきました。

議長（会長） ありがとうございました。今の説明でよろしいですか。

小野澤委員 要件を満たしているという判断をされたということですが、今後注視していく必要があるのかなと思いますので、事務局としてもその辺をお願いしたいと思います。

議長（会長） 私の方から一言お願いです。第3条の下限面積撤廃に関する説明、次長からも説明がありましたが、今後、かなり出てくると思います。皆さんは、今言われたような条件を、事前にお配りしてある資料等を参考に、立ち会いをしたり確認をして全部事前チェックをしてからこの第3条の申請を上げるようにしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、第1号議案の全体を含めまして、よろしいですか。

田口委員 確認させていただきますが、第2回目の総会の時に、ソーラーの件でしつこく法的に沿っていけば進んでいくということでした。今言われた常時従事、全部耕作、地域との調和と話が出ましたが、これはベクトルを合わせておかなければいけないと思うのです。周辺農地の耕作者の皆さんとの調和は、例えば、ソーラーや新たに農地を取得した場合は、周囲の農地の皆さんとの折り合いです。その中の道路の件ですが、道路を挟んで2メートル以内なら隣接地の農地とみなすのか、4メートルならどうなのか規定があるのかどうか。そこはどのなのでしょう。

議長（会長） 堺の関係になり道路の質問です。

事務局 ただいまの田口委員のご質問にお答えします。まず、第3条の隣接地域との調和要件のお話をさせていただきます。農地法第3条申請書の中に、農地法第3条第2項第7号で、周辺地域との関係権利を取得しようとするもの、またはその世帯等の権利取得後における耕作または養畜の事業が権利を設定し、または移転しようとする農地または採草放牧地の周辺の農地または採草放牧地の農業場の利用に及ぼす影響について記載をすることとなっています。こちらの記載例ですと、ご案内している中では集落営農の担い手への集積等への支障であったり、農薬の使用法の違いによる耕作への支障などについて、記載していただくようにな

っています。道路を挟んでというお話もありますが、その地域における営農が周囲の他の耕作の影響にならないように協力しますという文言を申請上いただいているので我々はそれに基づいて判断しているというお話になります。

それからもう1つ、太陽光等の転用につきましては、道路を挟んでというところにあります。隣接する農地の確認をすることになっていますので、事業の概要説明につきましては、申請地に直接隣接している農地の事業確認のみとさせていただきますので、道路を挟んでいる場合、その道路が赤線でも、水路敷でも2メートル道路でも4メートル以上道路であっても、説明すべき点はあくまで隣接している農地のみになっています。その点につきましても、事業説明をしたことを確認できる書類を出していただくようになっていますので、必ずしも同意を得た書類をいただく必要もないというような状況になっています。

田口委員 直接、隣接していなければ赤線であろうと2メートル道路、4メートル道路でも、法的にはそのまま進んでいってしまう、そのような解釈でよろしいですか。

事務局 はい。

議長（会長） 事務局から補足説明をお願いします。

事務局 補足させていただきますと、太陽光の場合、農業委員会にかかる前に農業振興地域の除外申請が出て参ります。農業振興地域、青字と言われている振興地域を除外してから、5条の転用で太陽光のパネルを並べていくという手続きになります。過去にあった事例ですが、用水路で隔てられている場合には隣接とはみなさないということもありますが、自分のところの農地を分筆して筆が接してないようにし、その部分は太陽光にしないでパネルを並べるところの申請をしてきたというような例もありました。そうなりますと、私どもも隣接してないとしか判断できない、法の網の目をくぐってくる人も中にはいます。審議会でも、チェックはしますがそういうこともあります。

議長（会長） よろしいですか。

田口委員 はい。

議長（会長） 深く質問をそれぞれいただきましたが、全体的によろしいですか。

小野委員 今日のお話を伺っていて感じたことですが、農業人口の減少と高齢化というのは、日本中で問題なっていますが、農業機械を持っているか、経験があるかということは逆に農業人口の流入を阻害する言い方じゃないかなと思います。東御市に

来て農業をやりませんかということで、全国で人口も取り合っているわけですが、人口が増えて農業人口が増えれば、今、高齢化している東御市の農地は有効に使われるのではないかなと思います。例えばシャインマスカットは〇〇で相当新規で〇〇の方が作っています。そうすることによって空いている土地が活用されて、その土地の所有者も使ってもらえるので、プラスに働くと思います。どちらかという経験がないのなら応援します、農機具がないのなら何か紹介しますぐらいのつもりで動いていかないと、プラスに働かないのではないかなと感じました。

議長（会長） 貴重なご意見ありがとうございました。お話になられたことは、こちらでご意見をお聞きするという事によろしいですか。

小野委員 はい。

議長（会長） 今、お聞きしましたことを、それぞれ今後の対応の中で、できるものは進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。他にご意見ありませんか。なければ7番の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について、案件は1件ですが事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

4-1 〇〇番〇〇、資料は8ページ、9ページをご覧ください。場所は、〇〇の西側にある農地です。通路敷地の申請です。申請者は〇〇の方で申請地の隣接地に住宅を建て替えて、通路が必要なことから申請をするものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは小宮山委員より、番号1の案件につきまして説明をお願いいたします。

小宮山委員 資料は、8、9ページになります。申請者の〇〇、〇〇在住の方ですが、〇〇がこの〇〇の南、〇〇沿いの場所にあり、現在は古い空き家になっている家屋があります。こちらの方は〇〇から、越されて来るような計画があるそうです。家を建て替えたということで、宅地等前面道路間の地目が農地になっていますので、〇〇番〇〇を分筆し通用道路にする〇〇番〇〇を、申請の土地となっています。特別問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） ありがとうございます。申請理由は通路敷地です。質問ご意見のある方は、

挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。第2号議案の番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。ここで、休憩に入りたいと思いますがよろしく申し上げます。

休憩

議長（会長） それでは再開いたします。第3号議案農地法第5条の規定による許可申請についてです。今月は4件の案件が出ていますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ○○番○○、所有権移転です。資料は10ページ、11ページ、13ページをご覧ください。○○信号の北側にある農地です。駐車場敷地の申請で追認案件です。譲受人は○○を行っている○○の業者です。申請地を調査した際に転用がされていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。譲受人は申請地において、従業員駐車場を○○台使用したいとのことです。なお、申請地を含めた全体の駐車台数は○○台で、配置は図面13ページをご覧ください。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 ○○番○○、賃借権の設定です。資料は10ページ、12ページ、13ページをご覧ください。○○信号の北側にある農地です。駐車場敷地の申請です。こちらも追認案件です。譲受人は○○を行っている○○の業者で、申請地を調査した際に転用がされていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。譲受人は申請地において、従業員駐車場を○○台使用したいとのことで、なお、申請地を含めた全体の駐車台数は○○台で、配置は図面13ページを参照してください。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の○○を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番○○、使用貸借権の設定です。資料は14ページ、15ページをご覧ください。○○の南西側にある農地です。通路敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方で○○です。譲受人は、現在申請地の隣接地に住んでいますが、通路が手狭のため申請地に通路を設置したいとのことで、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番○○他○○筆、賃借権の設定です。資料は16ページ、17ページ、18ページをご覧ください。○○の南側にある農地です。駐車場敷地の申請で

す。譲受人は、〇〇を行っている〇〇の〇〇です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地において、従業員駐車場を〇〇台使用したいとのことです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号順に、番号1の案件につきまして伊藤委員より説明をお願いいたします。

伊藤委員 1番と2番を一緒に説明します。譲受人の方は〇〇の信号を〇〇方面に向かって、道路脇にある〇〇です。その横の駐車場を以前から借りていましたが、それを転用したいということです。譲渡人の〇〇は〇〇の方、〇〇は〇〇の方ですが、私は知り合いでぜひお願いしたいということで伺っています。〇〇は〇〇の方がほとんどで、近くにアパートも借りているということです。問題ないと思うので、審議の方よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号1と番号2はそれぞれ追認事項ですが、伊藤委員から両方の説明をいただきました。質疑を両方受けますが、採決につきましては、別々に取りますのでよろしくお願いいたします。それでは1番と2番を合わせて、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので採決に入りたいと思います。まず番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件に入ります。船田委員より説明をお願いいたします。

船田委員 地図については、14ページ、15ページになります。〇〇の〇〇の南に〇〇メートルほどにある農地になります。現在は作物の栽培はありませんが、草刈が整然と行われていまして、綺麗に整備されている農地になります。譲受人は〇〇、譲渡人については〇〇で〇〇になります。譲受人の〇〇は住宅への通路敷地として〇〇の土地を使用貸借権により借り受けるというものです。第2種農地で周辺農地への影響はなく、特段問題がないと考えられますが、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございました。番号3の案件につきまして、使用貸借権設定ですが、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。特にないようですので、採決に入りたいと思います。番号3番につきまして、賛成の方は挙手をお願

いたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件に入ります。北沢委員より説明をお願いいたします。

北沢委員 16ページに地図があります。これは〇〇、〇〇で賃借権設定です。設定していますので、貸し借りが成立したわけです。場所は〇〇の南側、地図をご覧いただければよろしいかと思いますが、これで終結しています。大きな問題が発生するような内容ではありませんので、ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの説明で、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので採決を取りたいと思います。番号4の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第4号議案農用地利用集積計画について説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画9月分について説明いたします。資料4ページが、通常の利用権設定です。5件、12筆、合計21,915平方メートルです。資料5ページが所有権移転です。1件、1筆、合計3,294平方メートルです。資料6ページが利用権移転です。1件、4筆、合計2,792平方メートルです。資料7ページから8ページが中間管理機構を使った利用権設定です。15件、32筆、合計51,062平方メートルです。全体の合計は22件、49筆、合計79,063平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは出ています内容につきまして、自分の管轄しているところをよく見ていただきまして、ご質問ご意見をいただきたいと思います。特にないようでありますので採決に入りたいと思います。第4号議案農地利用集積計画について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、今日の議案内容につきましては以上で終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)